

## 韓愈の墓誌銘について

死者の墓所に置く碑文や誌銘は、中國では文學的表現様式の一つであり、韓愈（七六八～八二四）がその様式のすぐれた作品を多く残したことはすでによく知られている。

清代の史評家、章學誠（一七三八～一八〇二）は韓愈の作品に範を求めつつ墓誌銘の有るべき様態について論じた「墓銘辨例」で、まず墓銘の起源に觸れ、續けて次のように述べる。

六朝の駢麗は、人の誌銘を爲すに、郡望を鋪排し、官階を藻飾し、殆ど人を以て賦を爲り、更に質實の意無し。是を以て韓、柳諸公、力めて史、漢の敘事を追ひ、蔡蕪を開闢す。其の事は本は變古と爲すも、光昌博大なれば、轉た後世の宗師と爲れり、文家 稱して韓碑杜律と爲すも、良に以有り。

章學誠のこの言葉は中國文學史上で與えられる韓愈の碑誌文の評価を要約したものとみなすことができる。韓愈の新しい墓誌銘は、讀み手に對象として選ばれた人物をありありと思ひ描くことを可能にさせた。早く宋代に、

退之の諸墓誌は一人一様にして、絶妙なり。

と言った感想が漏らされ、また

退之の墓誌は、篇篇同じからず。蓋し題を相て設施すれば也。子厚の墓誌は、千篇一律。

との意見が述べられたのも、個性的な行爲が適切な形を與えられていないとの認定がなされたために違いない。

再び、章學誠によれば、「涉世の文」である墓誌銘は、俗世との交渉を絶つてする著述とはことなり、「古を師とするも今に戻らず、時に協らも俗に徇わず」という状態が理想で、韓愈の作品はこの「師古・協時」という一見相反する要求を満たしているのだと述べる。

だが、他人の求めによって執筆されるもの、という執筆動機上の制約は、表現の自由の制限を生むこともあっただろう。韓愈も人の求めをことわりきれずに執筆することがあった。「涉世の文」であることを理由に顧炎武のように韓愈の墓誌作品の價値を認めない態度を取る人もいたのである。

これから、考えてみたいのは、韓愈の碑誌作品の肯定説、否定説の一一をより詳細に檢證することではなく、韓愈が手がけた「涉世の文」の表現の新しいとは一體どんなものなのか、そしてそれは韓愈のどのような認識に支えられていたものなのかということである。その

ための前提として、まず文學作品としての墓誌の歴史をふりかえって  
おかなければならない。

## 二

唐代では「貴賤通く之れを用う」(封氏聞見記卷六、石誌)状態であ  
った墓誌銘も用途が定着した時期はそれほど古いわけではないらしい。  
『文選』卷五十九には、「墓誌」類として任昉の「劉先生夫人墓誌」一  
篇が收められているが、墓誌の起源について、李善は吳均の「齊春  
秋」の「王儉曰く、石誌は禮典に出でず、宋の元嘉より起り、顏延  
之、王琳の石誌を爲れり」という記事を引く。死者の墓所に死者の姓  
名、卒日、卒年などを記したものを埋めておく行爲そのもの起源は、  
死者を葬る行爲と時を同じくしていたのかもしれないが、「墓誌」と  
いう表現様式に定式化するのには、はるか後のことであつたようだ。現  
在、「墓誌」と自ら名付ける文章の刻まれた副葬品として確認できる  
最も古いものは、大明八年(四六四)の紀年の有る「宋故建威將軍齊  
二郡太守竺鄒侯東陽城主劉府君墓誌銘」であるといわれている。

死者を追悼する表現様式として「墓誌」よりも早く成立していたの  
は、『文選』が「墓誌」の直前、卷五十六から五十九に亘つて作品を  
収録する「誄」であり「碑」であつた。『文心彫龍』十二「誄碑」は  
十一「銘箴」と十三「哀弔」とに境を接しつつ論じられているが、こ  
こではまだ「墓誌」に位置は與えられてはいない。「其の德行を累ね  
て、之を不朽に旌(あかし)わす」(『文心彫龍』「誄碑」誄や「亡を述ぶる」(同上)  
碑文が「徳を銘し行を慕う」(同上)點において墓誌銘と目的を同じく  
するとはいへ、それらが『文心彫龍』では韻文に屬するものとみなさ  
れていることにも注意すべきだろう。『文選』が取り上げた墓誌の作

品もまた全篇押韻された四言の銘文なのである。墓誌と名付けるには  
至っていないものの、同様の機能を擔つていたことが明らかで、副葬  
品の磚に刻まれた文章の最も古い例の一つ<sup>2)</sup>

琅耶<sup>3)</sup> 顏謙の婦 劉氏、年卅四、晋の永和元年七月廿日を以て亡  
す。九月葬る。

と言ふ記述と、任昉の

既に萊の婦と稱し、亦た鴻の妻と曰う。復た令徳有りて、一に之  
と齊しうす。

と、老萊子の妻や孟光との對比に始まり、

蕪没たる鄭の郷、寂莫たる楊の家、參差たる孔樹、毫末は拱を成  
す。

この墓所の描寫でしめくられる「劉先生夫人墓誌」の表現との間に  
技巧上の距離が存在することは否定できない。對偶表現を自在に驅使  
し、韻文に仕上げるには、すでにある認識の型が前提されている。そ  
の認識の型は、庾信の碑誌作品から錢鍾書氏が見出した二つの常套的  
な技巧と同質のものであつたようだ。錢氏が指摘した庾信の碑誌作品  
にみられる常套技巧とは、

一、「駢文の麗事、古を借りて今を比するに本づく。」

二、「常に景物を寫して結びと作す。」

というものだった。先に引いた任昉の墓誌のそれぞれの部分が指摘さ  
れた二項目に對應するものであることは明瞭だ。「古を借りて今を比  
する」點に注目するなら、この類型的な認識とは功なり名遂げた人物  
の生前の行爲を、判斷、類別し、既存表現をふりあてていくことと言  
えそうだ。

『文選』を繼承すべく宋初に編纂された總集『文苑英華』では、「誄」

類に割りあてられた分量はすでに「誄」類を凌駕し、その卷九三五から九六九までの三十五卷になった。その三十五卷には、庾信をはじめとして晩唐の羅衮に至る合計二十七人の文人の作品が収められた。ここに集められた墓誌作品は、その表層では相當の多様性を見せながらも、一つの選擇基準が存在しているように思われる。庾信の作品を多く収録する一方で、韓愈の作品の多くがその選擇から外れていることに、理由がないはずがない。『文苑英華』では、「誄」類に「李元賓墓銘」と「柳子厚墓誌銘」の二篇、卷八九九「神道碑」類に収められた「少府監胡公神道碑」を加えても、韓愈の墓誌、墓碑はわずかに三篇が選ばれているにすぎない。それは、韓愈の墓誌が、功なり名遂げた人物の生前の行爲を、門地と官位とに従って評價し、既存の判斷詞をふりあてていくという認識とは異質の認識に支えられていたからではなからうか。公的性格が強く、表現そのものも後漢以來の碑文の厚い傳統に支配されがちな神道碑よりも、墓誌銘のほうに韓愈独自の表現がより多く見られる。それは、そこで對象とされたのが、門地にも恵まれず、官位を登りつめることもなかった人物である場合が多かったことと切り離して考えることはできない。しかし、『文苑英華』でも、高い官位を享受し得た人物を對象とする墓誌のみが集められているわけではない。高い官位を享受し得ないで死んだ人物は、どのようにその生前が表現されているのだろうか。そのような作品の一典型として、韓愈と同時代の文人、穆員の「成都府功曹蕭公墓誌銘」を擧げることができる。

穆員は韓愈が進士科に及第したその翌年、貞元九年(七九三)同じく進士科に及第、韓愈が彼のための祭文(「祭穆員外文」)『昌黎集』卷二十二を代作していることから、韓愈に先立って亡くなったことがわかる

文人官僚である。許孟容の「穆公集序」『文苑英華』卷七〇四「全唐文」卷四七九によれば、穆員の遺文は「大凡 碑誌、文冊、銘贊、記序六十五首、共に十卷を成す」というから、碑誌文を主に、實用文の優れた書き手として知られていたのだろう。十卷にまとめられた遺文のうち、その大多数五十三篇の作品が『文苑英華』に収録されて、今日に傳えられている。

成都府の功曹參軍で没した蕭某のための墓誌銘は、諱、字を記した後、碑誌の文章の定式通り、蕭氏の系譜から述べはじめられる。

其の先の事は梁史に具われり。蓋し宣武皇帝の七代の孫也。曾祖文憬は皇朝朝散大夫、湖州司馬。祖元禮は湖州刺史、太子詹事を贈らる。父詮は大理評事、昭穆相い遺る者は、曰く清白孝友、人之稱す。

次に、當人の科擧及第を皮切りとする官吏としての履歴及び卒日、卒地、壽年、葬日、葬地が時を追って書き進められる。

君 幼くして明經を以て登第す。天下多事に洎び、家を遠迹に投ずるも、至る所聞あり。或は吏となり或は賓となるも、之に報いること一の如し。曹州 冤句、杭州 富陽の二邑を歴任し、都水監主簿、左金吾衛兵曹に轉じ、大理評事に調せらる。地官は國計を司り、使臣は王賦を督するに、迭に公に咨して以て其の重を分かたす。公を成命受け、事集まり、而して興頌之に隨がえり。劍南節度使 公を成都功曹掾に表し、兼ねて蜀州の戎事を佐けしめ、錫うに章紱を以てす。不幸にして疾に遇い、荆楚の間に退閑す。貞元八年故國に洛泝に歸り、秋九月十四日、康裕里の第に終われり。春秋五十八、其の多十月二日、某縣某郷に遷柩し、先公の居に従うは、公の志也。

續けてこの蕭某が高い官位に登ることなく死んだ事實を痛む言葉が述

べられる。この墓誌銘ではこの部分が外的事實に縛られることなく、作者が言葉をも自由に選擇出来る箇所であるはずだ。

公の生まるるや和、其の發するや清、其の行や晦、其の用や明、其の文や餘力、其の學や存誠、其の事に従うや口に祿を言わず、其の善を爲すや心に名を近づけず。是の故に歷仕するも報勞の寵無く、終身 充量の榮無く、下位に汨没し、壯齡に摧頽す。傳に曰く、天下に道有るに、貧しく且つ賤しきは恥也と。乃ち道官むも家貧しく、徳貴きも身賤しく、才は合すれども奇にして、跡高くして位下なるが若きは、恥は夫の天に在り。蕭公の如き者、退に處りては退き、仁を求めては仁を得。恥ずること既に恥る所に非ざれば、則ち又た何をか怨まん。

墓誌銘は最後の必要記載事項、妻子と執筆の經緯についてふれた後、四言八句の銘で結ばれる。

夫人は某郡の暢氏、故の尙書左丞某の子。昔は公の義を佐け、今は公の家を成す。男四人を生むも、三子は早夭し、一子を範と曰う。方に齷にして嗣、毀すること成人の如し。姪纂 世母幼孤の請に遵い、誌を爲ることを託せらる。

其の詞に曰く、吁嗟古人、貴き仕を貴しとせず。義は猶お生を重んずるも、徳は豈位を輕んぜん。猗歎蕭公、其の道は置しからず。何を以て墓に表せん、唐の君子。

誌と銘に記された蕭某を痛む言葉は、書き手の創意に基づくかに見える。しかしここには照應する現實的根據のない内容を述べた場合の必然的な言い回しが選ばれている。世の中で高く評價されるべき資質を持ちながら評價の證を與えられなかった事實に對する疑問だけが投げ出されて、追悼の言葉に代えられている。「位は量を充たさず」とい

う句は、「文苑英華」におさめられた碑誌文の、穆員に先行する文人たちが、官位を極めずに終わった人物を扱う時にしばしば用いていた表現である。そのような句が頻用されるのは、碑誌文がもともと、功成り名遂げ、現實世界における地位や富貴を享受できた人物の死を痛むための文章であったとすれば、富貴を享受できなかった人物の死を痛する時、先ず可能な表現は不遇を述べる否定的表現を選ぶしかなかったからだろう。穆員の「歷仕するも報勞の寵なく、終身 充量の榮無し。下位に汨没し、壯齡に摧頽す。」という表現はこのような必然的選擇に従って書かれたものだ。

「位は量を充たさず」という言い回しに注目したいのは、その言い回しの有無が韓愈とその他の文人の墓誌銘の書き方の相違の現れの一つに數えられると思われるからである。

韓愈が間接、直接に關係をもった文人の手になる墓誌銘にも、やはり類似的の表現を見いだすことができる。

韓愈に先立つ古文家の中にいつも數え挙げられる李華は、安史の亂以後の動亂期に潔白であり續け、重用される矢先の大曆元年（七六〇）に亡くなった友人、權皋の墓表を書いた。履歷、卒年、壽年と書き進んだあと、李華は次のように言葉を續ける。

君 大節の奪うべからざるもの、大名の掩うべからざるもの、大才の及ぶべからざるもの、大行の名づくべからざるもの有れども、天之に仁を與え、之に年を與えず、哀しいかな。開元、天寶自り以來、名高く位下きもの、華 方に疾みて備ねく擧ぐることを能わず、然れども憶ゆる所の者は曰く河南 元君德秀、元終わりて十年にして南陽 張君有略あり、張没し二年にして君夭せり。元の志は其の道德の如く、張の行は其の經術の如く、君の才は其の聲望の如くな

るに、人倫其れ瘁るか。

權桌を元徳秀や張有略と同じく、「位が量を充たさ」ずに終わった不遇の士として位置付け疑念を提示する追悼の言葉は、その構成において先の穆員の追悼の言葉と同質である。

韓愈によれば、人々にその能力を中央政府で發揮出来なくなること  
を惜しまれつつ、祠部員外郎であった陸修は、貞元十八年二月十八日、  
歙州の刺史として轉出した〔送陸歙州詩序〕『昌黎集』卷十九。しかし、  
陸修は刺史着任を待たず、赴任途上四月に洛陽で病没する。この陸修  
の墓誌銘は、友人でありかつ前年陸修を補佐官として禮部試の試験委  
員長を務めた權徳輿が進んで執筆した。權徳輿は諱、字、郷邑、族出  
行治、履歷、卒年、壽年、妻子の順に敘述を進め、續けて陸修が有徳  
の人物であったと次のように言葉を盡くす。

君は峻なれども通、直なれども和、群すれども黨せず。流俗の纏  
礙、細人の姑息、屑屑汲汲の態の若きに至りては、胸中に萌さず。  
器度は夷遠、英華は外に發し、常に居りて怵迫すること無く、事に  
臨みて風節有り。心を同じくし交わりを定むれば、造次にも之を以  
てす。評議鑑裁、精明にして惑わず。善に従い仁に親しみ、肝肺よ  
り發す。文章は宏朗、作者の風格有り。學は人の爲にせず、古と徒  
たり。

優れた資質を書き連ねれば、それだけ益々陸修がそれにふさわしい地  
位を獲得できずに終わったことが悔やまれる。それで、權徳輿はこう  
結ぶ。

もし其の年を登せ、其の量を充たさば、公朝に束帶し、其れ骨鯁  
魁壘の士たるか。

「位は量を充たさず」、現實的處遇は彼の徳にふさわしいものではな

かった、という言い回しは、このように韓愈の同時代の書き手にとつ  
て逃れ難い必然性を持っていた。韓愈が先ず克服せずにはすまなかつ  
たのは、この必然性だっただろう。陸修については、韓愈の高弟李翱に  
よつてその克服の試みがなされている。李翱は陸修のために「陸歙州  
述」を執筆した。李翱の文章は墓誌銘の定式を守らない、だから『文  
苑英華』ではこれを「誌」類ではなく「雜文」類に収めるが、實在し  
た人物を追悼した點では墓誌銘と共通する、故に『唐文粹』ではこれ  
を墓誌銘と並べ「銘」類に収める。普通の墓誌銘の様式を損ないつつ  
も李翱が努力したのは、陸修の一生を「不遇」と言わずに表現するこ  
とだった。

李翱は優れた資質を持った人物が運よくその資質を存分に發揮でき  
るかそうでないかは、ちょうど恵みの雨が乾いた耕地に降り注ぐか海  
や山に無駄に降るかの違いのようなものだ、との寓喩を述べたあと、  
陸修についてこう記す。

公佐（陸修の字）の官、朝に升ると雖も、州に刺たりと雖も、そ  
の出入するや始めて二年、道の行われざるは、田に居る時と差わず。  
公佐の賢は聞こえたりと曰うと雖も、その德行は未だ必ずしも昭昭  
然とは天子に聞こえず。公佐是を以て其の職を得ず、出でて一州に  
刺たりて、又短命にして道に病死すれば、天下の其の徳を未だ蒙ら  
ざるは固より宜也。然らば則ち天の君を生むや、之に授くるに人を  
救うの道を以てし、之に授くるに人を救うの位を以てせざるは、膏  
雨の或は海に雨り、或は山に雨りて、早苗の其の澤に沐せざる者と  
均し。故に君子其の位を得て以て其の道を行わざる者は命也。其れ  
亦た心に足らざる者有るか。其の道を得る者、野に窮居するは所謂  
屈に非ず、冠冕して天下に相たるは所謂伸に非ず、其れ何ぞ心に足

らざる者有らんや。

恵みの雨がどこに降り注ごうとも恵みを爲せる性質を失わずにいるように、道を備えた立派な人物の値打ちは、立身出世の有無に關わらず不變だと説く李翱の追悼の言葉は、恵みの雨の譬えを導入することによって、「位は量を充たさず」式の否定的言説から一步前進し、その言説に疑問を提示することができた。しかし、運命論をたてに提示された疑問は、依然として否定的言説が否定すると同質の命題に對する疑問に止った。本來はやはり「量は位によって充たされる」べきなのである。李翱の表現は依然として「不遇」の認識に依據し續けているのだ。それでは、師 韓愈はどのような試みを行っていたのだろうか。今日、われわれが目にし得る彼の作品からそれを知ることができらうか。

### 三

今日、韓愈の文集『韓昌黎集』には、その第二十四卷から三十五卷までに、墓誌銘のほか神道碑銘、家廟碑、神廟碑そして「平淮西碑」まで含めて七十餘篇の碑誌作品が残されている。作品の中に記された卒年や韓愈の官位から、そのすべてが韓愈が進士科に及第した貞元八年（七九〇）より後のもの、さらにその九割以上が彼が中央政府での職を得た貞元十八年（八〇〇）以降の作品であることがわかる。韓愈は人の求めに應じて、さらに多くの墓誌を書いていたのではないかと、もはや検証するすべのない問いである。ただ、文學作品として残されてきたもので言うなら、「書」や「序」に屬する作品にくらべて、「碑誌」作品は、書き手韓愈自身の社會的地位、そしてそれにとまなう文名の影響をより強く蒙ったのではないかと類推することは許され

韓愈の墓誌銘について

ららう。

我々が見得る韓愈の最も早い時期の墓誌銘、貞元十一年（七九五）に書かれた「李元賓墓誌」（昌黎集 卷二十四）は、墓誌の新しい表現に向かおうとする韓愈の出発点になったものではないかと考えると、非常に示唆的な作品である。姓名、字、郷邑、進士及第以後の歴職、年壽、葬地及び友人二人の姓名のみを記し、追悼の言葉を一切排除してしまった誌の部分の異常な簡略さについては、かつて吉川幸次郎氏の指摘があった。墓誌銘の様式を備えるのには最低限必要な記載事項を記すのみの、ほとんど始源的な墓誌と違わない誌の部分と、李漢の短命を詠嘆するあからさまな感情表出を行う銘の部分との鮮やかなコントラストがこの作品の魅力ではある。

曰<sup>あ</sup>厚<sup>あ</sup>元賓、壽や吾は其の慕<sup>あ</sup>る所を知らず、天や吾は其の惡<sup>あ</sup>む所を知らず。生きて淑<sup>あ</sup>ならざれば、孰<sup>あ</sup>れか其れ壽と謂<sup>あ</sup>わん、死して不朽なれば、孰<sup>あ</sup>れか之を天と謂<sup>あ</sup>わん。曰<sup>あ</sup>厚<sup>あ</sup>元賓、才は當世に高くして、行は古人より出<sup>あ</sup>ず。曰<sup>あ</sup>厚<sup>あ</sup>元賓、竟<sup>あ</sup>に何爲<sup>あ</sup>ぞや、竟<sup>あ</sup>に何爲<sup>あ</sup>ぞや。

この銘の部分は、李華が權卓の死を「天は之に仁を與え、之に年を與えず、哀しいかな」と痛み、權徳興が陸儔の資質を「學は人の爲にせず、古と徒たり」と讀<sup>あ</sup>えたのと近似するとともに、李翱が陸儔の徳そのものは現實とかかわりなく優れたものだったと述べて、「位は量を充たさず」と述べるのを回避していたのとも又近似している。「古人にも等しい不朽の徳を備えていたからには、天逝という言葉は不要なのだ」とは、やはり依然として墓誌では短命を嘆くものという既成の認識を前提にしていることは、否定できない。『文苑英華』が李華、權徳興や李翱の今近似を認めた作品ともども、韓愈のこの墓銘も収録してしまつたのも、それゆえではあるまいか。「李元賓墓誌」は、韓

愈が書こうとしなかったものは明らかにしているものの、書こうとしたものがまだ書けなかった段階の實驗作でしかないものと思われる。

貞元年間に書かれたとわかる数すくない作品の中に、李翱の要請によって執筆された李翱の祖父のための墓誌銘が残っている。李翱の手になる「皇祖實錄」を本に書かれた「故貝州司法參軍李君墓誌銘」(昌黎集 卷三十四)には韓愈の新しい表現の萌芽と見なし得る部分がある。李翱の實錄でも、そして韓愈の墓誌銘でも、特筆大書されるのは李楚金が貝州司法參軍であった時、更迭されて貝州を去ろうとする刺史に對して年來の恨みを晴らそうとする州民の不穩な動きに牽制を加え、混亂を未然に防いだ功績である。住民の不穩な動きになすべを知らない別駕以下の官吏に對し、憤まんやるかたなく李楚金は行動を起こすのだが、憤まんを吐き出す言葉は、李翱と韓愈との文章では大きな違いがある。李翱は、つぎのように書いた。

錄事參軍敢えて禁せず、懼れて公に謂いて曰く、之を若何と。公曰く、錄事必し能くせざらば、當に假を請いて歸るべし、錄事參軍を攝らば斯ち可なりと。乃ち之の如くす。公 正晦(刺史、嚴正晦)に告げて曰く、若し威強を以てすれば、百姓に便ならず。百姓使君の行くを俟ちて、害を使君に加えんとす。使君期を更えて出でよ。其れ使君の爲に其の患いに任ぜんと。

同じく、たりを韓愈はこう書いた。

州縣の吏 別駕由り已下敢えて禁せず、司法君奮いて曰く、是れ何ぞ敢えて爾せん。

てみようとする韓愈の努力のあとだと考えることができるだろう。現實世界に現れた可能性を追及せずにはすまない意欲に支えられた行爲、それへの共感が言行をありあり寫し取ろうとする表現を生みだしたかのような。このような韓愈の創造的表現は元和年間(八〇六?八二〇)に入ってから作品に、より明瞭に見出すことができるようになる。

元和四年(八〇九)、國子博士であつた韓愈によって書かれた「國子助教河東薛君墓誌銘」(昌黎集 卷二十四)はその好例である。この墓誌銘の全體の構成は、誌の部分では諱、字、姓、族出、行治、履歷、卒年、壽年、妻子、葬日、葬地の順に記述を進め、銘の二十四文字は薛が地位を得ないまま終つたことを痛む、墓誌銘としては極めて類型的な様式に従つたものである。しかし、薛が鳳翔軍の幕僚であつた時の一つの出來事だけが引き伸ばされて表現され、精彩を放つていこうがんな節度使の鼻をあかす弓試合での薛のさつそうとした射撃ぶりを描寫した表現は、『新唐書』がほぼ韓愈のこの箇所を引いて薛公達の傳を作ることからも、早くから高い評價を得ていたことが分かる。

射撃場での薛のしぐさを寫し出した表現は、「不遇」を言わず、制約の存在する現實世界で自らの持てる可能性を存分に發揮しなくてはすまない意欲に支えられた行爲に共感し注目する新しい認識から生みだされたと言える。しかし、この墓誌銘では、描寫の對象になつた行爲は、『論語』で「君子は争う所無し。必ずや射か。揖讓して升り下り、而して飲む。其の争いや君子なり」(八佾)という、君子として許容され得ると認定済みの行爲が慎重に選ばれていたし、しぐさを寫す表現そのものも「儀禮」の句法を模していると言われる。これまでの墓誌には見られないといえ、表現そのものは規範的書物に、依據すべきものをまだ求めていたといふべきだろうか。

韓愈が中央で政治に参劃できる地位を占め始めるのは、元和八年（八一三）、國子博士から比部郎中史館修撰に轉任してからと見ていいだろう。元和年間前半は、長安と洛陽を往還し、官位昇格も順調とは言いがたい。この時期に手がけられた墓誌銘がすべて薛公達の墓誌銘に見られた特色を持つわけではもちろんない。例えば、元和五年（八一〇）洛陽づめの都官員外郎であった韓愈が遺族の求めに應じて書いた、もとの河南尹、杜兼の墓誌銘は、誌の部分の多くは履歷の叙述のみに費やされ、銘の部分でも杜が恵まれた門地に生まれ、功を遂げた事を讀めるだけの、特色乏しいものである。また、元和七年（八一二）國子博士であった韓愈が洛陽時代の友人、石洪のために書いた墓誌銘は、後世古文で書かれた墓誌の模範集の冒頭に掲げられたほど、極めて整った形式を取る。遺言に基づいて執筆されたこの墓誌銘の誌の部分は、諱、字、郷邑、姓氏、族出、行治、履歷、卒日、壽年、妻子、葬日、葬地の墓誌が記載すべき項目を漏れなく記載するものの、特定の一行爲が詳しく描寫されてはいない。注目したいのは、次の銘である。

生くること之れ艱く、成すこと之れ又た艱し。以て爲す有らんとするが若くにして、而も斯に止まれり。

「人間が完成することは一層困難だ」というのは、無論石洪の履歷を受けての言葉だろうが、とすればこの言葉は石洪の履歷のなかに特筆すべき行爲を見出しえないことに對する不満の表明とも言えるのではないだろうか。ともあれ、杜兼や石洪の墓誌は特筆すべき行爲をすくい掲げるための綱として機能するはずの枠組みだけが示されているものと考えられる。

こうした枠組みを存分につかひこなし、書き手自らもそこに生きる制約ある現實世界に生起した、可能性を追及せずにはすまない行爲を、

### 韓愈の墓誌銘について

自らの言葉で表現できたのは、韓愈が確固たる社會的地位を占め得た元和年間後半に入ってからであった。元和九年（八一四）末、詩友孟郊のために書かれた墓誌銘や翌十年、考功郎中であつた時執筆された友人王適の墓誌銘は、そうした作品の代表に數えられる。銘で「これ執りて裔らず、これ出ずに皆せず、これ卒に施いられず、以て其の詩を昌んにす」と、孟郊が備えていた類稀な才能は、世俗での榮達には役立つことなく、文學としてのみ發揮されたと言ふ通り、誌の部分でも年齢五十近くにもなつて始めて進士科の試験を受験する以前の詩作に没頭するくだりに言葉が盡され擴張される。

其の詩を爲るに及びては、目を劔ち心を銚し、刃迎え縷解け、鉤章棘句、胃腎を摺擢す。神の施し鬼の設け、問も現れ層り出ず。唯其れ大いに詞を飭びて、世と抹撥し、人皆劫劫たるに、我獨り餘り有り。時に後るるを以て先生を開く者有り、曰く、吾既に擠して之を與う。其れ猶お存するに足らんやと。

世俗が血眼になつてゐるものに對して、自覺して無頓着であり得た。それほど、孟郊にとつて詩作という行爲は自發的なものであり、可能性を追及せずにはすまないものだった。「まなこを切りつけ心臓を突き刺すごとく、刃に觸れてもつれた糸が断ち切れていくように、鉤のような文章いばらのごとき句は、内臓を抉り取つて來たかのようにある」という誇張表現は、後世、韓愈の晦澁な表現の一つに數えられることがあつたが、それは難解の危険をも犯して孟郊の詩作の行爲をありあり描寫しようとする韓愈の努力にほかならない。

一方、王適の墓誌銘は、書かれる對象に従ひ巧みに表現するのに成功した作品として、韓愈の墓誌銘の代表作に見なされてきた。人並みならぬものを秘め、氣概には富むが、門地に恵まれず後援も容易に取



り付けられないで困む男が、その稀有な言行を通していきいきと造形された。稀有な言行は、通常の墓誌銘では「……の第・科に登る」或いは「……に擢でらる」とのみ記される官吏任用に關わる履歴上の一事項、「……の辟く所となる」或いは「……辟いて以て屬となす」と記されるのが普通の辟召に關わる一事項、「夫人・氏は某官某の女、才は淑にして行い有り」とでも書いてすまされる婚姻に關わる事項に相當する事柄が引き伸ばされて、通常の記述と比べると甚だ過剰な表現を生んだ。例えば、政治に參劄する道が萬人に平等なものでなく極めて偏ったものだと言へる冒頭「見功業有道路可指取、有名節可以辰契致」かそれとも「見功業有道路可指取、有名節可以辰契致」なのか、統語的には極めて不分明だと指摘されるのも、未だかつて表現されたことがなかったものを表現しようとする時に必然的に付随した現象ではなかったか。「書を讀むことを好み、奇を懷き氣を負うて、人の後に隨うことを肯んぜ」なかつた王適に、韓愈が自らの過去を投影させているとは、すでに言われたことがあつた。その投影は書き手である韓愈にとって能動的に機能したであろうことを見落としてはなるまい。他者の今まで看過されてきた行爲を表現することが自らの取るべき行爲をより明瞭にすることを可能にしたのである。

元和年間後半以降、書き手自らもまたその内に含まれる現實世界の中で生起する持てるものを發揮しようとする行爲に對する好奇の目は、碑誌の様式で捕らえ得る範圍内で、對象となつた人物の地位、行爲の種類を超えて注がれていくようになる。一旦は流罪を蒙つたものの、元和十一年(八一六)以後の韓愈は、政治の中樞部に位置を占め續ける。割據する藩鎮の討伐や官吏の施政は、彼の注目する行爲になっていく。『資治通鑑』によれば、元和十年韓愈は「淮西の事宜を論する

の狀<sup>(2)</sup>を奉り、吳元濟討伐を積極的に唱導していたが、討伐そのものは十二年になつても成功せず、討伐慎重論まで出される有様で、はかばかしい進展を見せていなかった。そのころ、討伐軍への参加に赴く李道古の依頼により、彼の父、李阜の碑文「曹成王碑」(昌黎集卷二十八)が執筆された。この碑文では、その履歴の内李が江西節度使であつたころ、建中四年(七八三)の叛將 李希烈討伐のくだりが特筆された。

李希烈反す。御史大夫に遷り、節を授けられて江西に帥たりて以て希烈を討つ。命至れば、王 出ること外舎に止まり、禁じて家事を以て我に關すること無からしむ。兵を哀め大いに洪州に選び、群能職に著く。王 親しく之に搏力勾卒威越の法を教え、曹ごとに誅し五ごとに昇り。鑑歩二萬人、以て賊と還う。鋒を蔡州に嚙み、之を陪し、斬の黃梅を剋り、大いに長平を轍し、廣濟を鑿り、斬春を掀げ、斬水を撤い、黃岡を擲り、漢陽を乘み、行きて汝川を蹴み、還た大いに斬水界中に縛り、安三縣を披き、其の州を披き、僞刺史を斬り、光の北山を標ち、隨と光化を隨り、其の州を搯し、十に一推を抽き、其の州の東北の厲郷を救いて還り、軍を開きて降るものを受く。大小の戦い三十有二、五州十九縣を取れり。

華々しい戦果をあげる李阜の戦いぶりを如實に寫すため、常用されない動詞を連續させた表現は、中國では韓愈が殊更に奇に走つた表現として批判されたこともあつたが、書き手自らの戦略への意欲を見せつけるよう讀む者の目を引きつける。

没年の長慶四年(八一四)すでに吏部侍郎であつた韓愈は、この年にもなお注目すべきいくつかの墓誌銘を創作した。そのうち、孔叡と張徹の墓誌銘は、地位ある官吏のしかるべき施政や行爲が特筆されて

いる。

孔戮は、元和十二年から同十五年まで、嶺南節度使であった。元和十四年（八一九）潮州刺史に配流された韓愈は、直接の上司として孔の行政の有様を見聞することができた。孔戮の墓誌銘では、節度使在任中の六つの施策、負債の免除、外國船への停泊税の廢止、行方不明の海商の財産沒收期限の延期、奴隸制の廢止、無謀な異民族討伐への反對、南海廟祭祀の實行が稱賛の言葉をまじえず敘述される。孔戮に先立つこと十年餘り、貞元十八年（八〇二）から元和元年（八〇六）までの間同じく嶺南節度使であった徐申の治績の中に税制上の施策を權徳興は全く表現することがなかったが、それも權徳興と韓愈の墓誌銘の表現に對する認識の相違を明らかにするだろう。

張徹は、韓愈の門弟でかつ姪の婿でもあった人物である。彼は長慶元年（八二二）幽州節度使の幕僚であった時反亂に巻き込まれて死ぬ。韓愈は張徹のために、祭文と墓誌銘を書く。祭文で、韓愈は張徹がよく言葉を用いて反亂軍に立ち向かった事を讃えているが、墓誌銘でも銘に「世間は他人を氣にしてコソコソするものなのに、君は一人きりぱり割り切っていた。彼らが清潔でないとして、玉や雪のようにきれいでいた。仁義をえものに、とことん使い抜いた」と述べるように、反亂軍を罵倒しつつ命を落とすくだりに表現を盡くす。

君 門を出て衆を罵りて曰く、汝何ぞ敢えて反するや。前日 吳元濟は東市に斬られ、昨日 李師道は軍中に於いて斬らる。惡を同じくする者父母妻子まで皆屠死し、肉は狗鼠鴟鴞に餒わる。汝何ぞ敢えて反するや、汝何ぞ敢えて反するやと。行き且つ罵り、衆 其の言を畏れ惡み、聞くに忍びず、且つ變の生ずることを虞れ、即ち君を撃ちて以て死せしむ。君 死に抵るまで口に罵りを絶やさず。

### 韓愈の墓誌銘について

衆皆曰く、義士なり、義士なりと。

この張徹の大罵落命のくだりは、忠義の士の行爲として史書にも書きとどめられた。だが、『資治通鑑考異』が引く「實錄」や「舊唐書」は「聲を抗げて大いに罵る」「大いに軍人を罵る」とのみ簡単に記すだけであり、韓愈の墓誌銘が参考にされた『新唐書』や『資治通鑑』でも罵倒の言葉は切りつめられてしまった。胡三省は『資治通鑑』に註して、「余謂えらく韓愈の墓誌は能く張徹の賊を罵る所以の言を紀し、實錄及び舊傳は能く張徹の賊を罵る心を原ぬ」と述べたが、韓愈が張徹の死にぎわの言行をありあり傳えようとして記した表現は、過剰ゆえに迫真さをかちえたと言うべきだろう。

このように地位にふさわしい行爲には好奇の目が注がれたのに對し、他方門地や地位にめぐまれながら無爲に死んだ人物には、死者を讃えるという墓誌銘の基本的な要請から逸脱し、疑惑や糾弾の言葉さえ述べられた。

「殿中少監馬君墓誌」〔昌黎集〕卷三十三は、韓愈自身が恩顧を蒙った元勳馬燧の孫、優れた家柄に恵まれながら注目すべき事績を残さずに死んだ馬繼祖のために、長慶のはじめに書かれた。

嗚呼、我未だ老老ならざるに、始め自り今に至るまで、未だ四十年ならずして、其の祖子孫の三世を哭す、人の世に于いて何如ぞや。人久しく死せざらんことを欲すれども、此の世に居る者を觀るに、何ぞや。

こうした疑惑は、本來は銘で書かれるべき感傷に相當する。こうした感傷が誌の中で述べられたのは、誌に書かれるべき行爲が見出せなかったためにちがいない。また、長慶三年（八三三）には、進士科に及第し、官を得ながら、藥物にふけてみすみす命を縮めた兄の孫娘の

婿の墓誌銘<sup>38</sup>が書かれた。ここには藥物にふけることへの強い戒めの言葉が連ねられた。行動の可能性を追及しようとする意欲に共感し注目する認識を支えられて、墓誌銘の冒險的な表現を生みだしてきた韓愈にしてみれば、無爲のうちに一生を終えた後生には、懷疑や叱責の言葉しか用いようがなかったのであろう。

## 四

現實世界で生起する意欲的な行爲に注目し、それを墓誌銘の中にありありと再現し、そして他者のそうした行爲を表現することによって自らの主張により明確な形を持たせてきた韓愈にとって、柳宗元はいささか扱いにくい對象だったのではないかと思われる。元和十五年、柳宗元自身の依頼によって書かれた「柳子厚墓誌銘」(昌黎集 卷三十二)は、韓愈の墓誌銘の中では、特異な表現を持つからである。

この作品の叙述が専ら永州配流以後の事績のみに詳しく、長安時代のそれが粗略だとは、とりわけ今日の中國でよく言われている。もちろん、それは單に表現の多寡の違いではなく、表現の性質の違いである。韓愈は柳宗元の諱、字、優れた族出を記した後、こう續ける。子厚少くして精緻にして、通達せざること無し。其の父の時に逮んで、少年なりと雖も、<sup>す</sup>己自に成人し、能く進士の第を取り、嶄然として頭角を見わす。衆謂う、柳氏子有り、と。其の後博學宏詞を以て集賢殿の正字を授けらる。僞傑廉悍、議論は今古に證據し、經史百子に出入して、踔厲風發、率ね常に其の座人を屈し、名聲大いに振い、一時皆慕いて之と交わる。諸公要人、争いて我が門下に出で令めんと欲し、口を交えて之を薦譽す。貞元十九年、藍田の尉より監察御史に拜せらる。順宗位に即くや、禮部員外郎に拜せらる。

事を用いる者の罪を得るに遇い、例して出されて刺史と爲る。未だ至らざるに、又例して州の司馬に貶せらる。

この後、永州司馬、柳州刺史在任中の叙述が進められていくのだが、配流後の叙述が柳宗元自身の言行を中心に進められているのに對し、ここまでは才氣煥發の若輩としての一般の叙述に過ぎない。しかも、韓愈以前の墓誌ではよく現れる第三者の稱贊の言葉や行爲が折り込まれていることにも注意していいだろう。第三者の言葉は、叙述に客觀性をもたらす効果を持つけれども、書き手のよそよそしさをも同時に表出してしまふ。

柳州刺史轉出に先立つ盟友・劉禹錫との轉出地交換の申し出という、柳宗元の厚い情宜をいうにふさわしい出來事を書いた後、韓愈は「嗚呼、士は窮して乃ち節義を見わす」と始まる名高い議論を展開する。

ここで繰り廣げられた最大の論點は、柳宗元が不運の中で器量を存分に發揮した、いわゆる「發奮著書の說」である。この傳統的な言述がこの時代にどのような表現的機能を擔っていたのかは今では置くとして、ここでは發奮著書に力點を置けば置くほど、配流以前の柳宗元への注視の弱化が生じた。

子厚は前時少年にして、人を爲くるに勇にして、自ら貴重願藉せず、功業は立ちどころに就る可べしと謂えり、故に坐して廢退す。既に退きて、又相知の氣力有りて位を得し者の推挽する無し。故に卒に窮裔に死して、材は世の用を爲さず、道は時に行われざるなり。ここに見られる強引な論の運びだけからも、表現に伴った苦渉が伺えるが、注意したいのは、この部分の表現が韓愈の墓誌では克服することが目指されていたはずの「位は量を充たさず」式の不遇の認識に依據していることだ。「文苑英華」が「李元賓墓誌」と並んでこの墓

誌銘を収録したのも、それゆえではなかったかと思わせる。韓愈が配流以前の柳宗元の事績に表現を擬らすことができなかったのは、もちろん永貞革新における立場の相違によるものだった。韓愈もその編纂に携わった『順宗實錄』では、王叔文のグループに属した顔ぶれを「當時の名有りて僥倖にして速進せんことを欲する者、陸質、呂温、李景儉、韓晔、韓泰、陳諫、劉禹錫、柳宗元等十數人、定めて死友と爲る。凌準、程异等も又其の黨に因りて進む。交遊の蹤跡は詭秘にして、其の端を知る者有る莫し」と書かざるを得なかったからには、配流以前の柳宗元については口を閉ざすしかなかったのだ。韓愈の死後、李翱、皇甫湜の二人の門弟が行狀、祭文、神道碑銘、墓誌銘を分擔執筆したのに加えて、劉禹錫も韓愈のための祭文を書いた。このすでに完全な形では傳わらない劉禹錫の文章は、李翱の祭文が師のすべてを讃えるのとは様子が異なり、底意地の悪さが見て取れる。

三十餘年、聲名は天を塞ぐ。公鼎侯碑、隱に志し阡に表す。一字の價、金を聲うこと山の如し。

という箇所には潤筆に對する皮肉がほの見えるし、子の長ずるところは筆に在り、子の長ずるところは論に在り。矛をもち楯を擧げ、卒に困むること能わず。

と創作領野の峻別をいう箇所からは、韓愈の文學活動と自らのそれは異質な部分があると隔てを置く氣持が見える。ここで、かつて韓愈の言述を契機に、柳宗元と劉禹錫との間で天についての議論の應酬が有り、韓愈と柳・劉とは立場を異にしていたことが想起される。墓誌銘では、その論争にはっきりと現れたこともある柳宗元独自の思惟に言及することなく、不運のさなかに現れた行爲としてのみ著述をいふにとどまっている。こうして見てきた履歴や議論の書き方には、墓

誌という表現様式が表現主體に加える制約の一面を見ることができるようになる。

近年、韓愈の文學について述べられた「戯」の解釋から、「韓愈の文學活動の中心に、當爲として定立された綱領にとらわれない、情動の自由な發揚があつた」という洞察が提示された。小論で墓誌銘の表現上の特徴から明らかにしてきた、現實に現れた自らのもてるものを存分に發揮しようとする行爲に注目する韓愈の認識は、そうした情動の自由な發揚を肯定する態度に支持されるように思う。しかし、この認識は、踏襲されるだけならば制度として凝固してしまいがちな表現様式を揺り動かし、あらたな事實を盛り込もうとする表現行爲を待つてはじめて形成されてきたことに注意されるべきだ。言い換えるならば、現實に生起した事柄のみを書くのにふさわしい墓誌銘は、表現主體である韓愈に選擇され新しい認識を形成することを可能にしたが、と同時に絶えず主體に乗り超えを求める制度としても機能していたのである。

注(1) 『文史通義』外篇一。(章氏遺書)嘉業堂本、卷八)

(2) 宋 李塗『文章精義』(人民文學出版社、一九六〇年)第四十四條。

(3) 前掲書、第五十九條。

(4) 韓愈「科斗書後記」(昌黎集)卷十三)に、「元和來、愈亟不獲讓、嗣爲銘文、薦道功德」と言う。なお韓愈の作品の本文は、馬其昶校注『韓昌黎文集校注』により、あわせて『韓昌黎集』の卷數を注記する。

(5) 顧炎武『與人書 十八』(亭林文集)卷四)「韓文公文起八代之衰。若但作原道、原毀、爭臣論、平淮西碑、張中丞傳後序諸篇、而一切銘狀概爲謝絕、則誠近代之泰山北斗矣。今猶未敢許也。此非僕之言、當日劉又曰職之。」

- (6) 趙萬里輯『漢魏南北朝墓誌集釋』その圖版十九。また日比野丈夫「墓誌の起源について」(『江上波夫教授古稀記念論集 民族・文化篇 一九七七年、山川出版社)及び趙超「墓志溯源」(『文史』第二十一輯、一九八三年、北京、中華書局)を参照。
- (7) 「南京老虎山晉墓」(『考古』一九五九年第六期、二八九頁)「一長方磚刻制而成、平面刻『琅邪顏謙婦劉氏年卅四以晉永和元年七月廿日亡九月葬』廿四字。」
- (8) 錢鍾書『管錘編』第四冊、一五二七頁、「庾信銘幽文」(一九七九年、北京、中華書局)。
- (9) 元 潘昂霄『金石例』(盧見曾輯『金石三例』所收) 卷一に「墓誌、墓碑、文辭各異」と記し、「千歲之後、陵谷變遷、知其爲良吏之墟、其勿毀焉」「兩嶺鴈行、同城地而不同藏」のような言述は墓碑には適切でないと言う。
- (10) 『文苑英華』卷九五七、『全唐文』卷七八五。
- (11) 李華「著作郎贈秘書少監權君墓表」、『文苑英華』卷九七〇、『唐文粹』卷六九、『全唐文』卷三二一。
- (12) 權德輿「唐故使持節欽州諸軍事守欽州刺史賜緋魚袋陸君墓誌銘」、『全唐文』卷五〇三による。なお「造次以文」は『權載之文集』卷二四及び『文苑英華』卷九五二により「造次以之」に改めた。
- (13) 『李文公文集』卷十三による。また『文苑英華』卷三七二、『唐文粹』卷六九、『全唐文』卷六三八。
- (14) 吉川幸次郎「韓愈文」(『吉川幸次郎全集』卷十二)三八七頁。
- (15) 『李文公文集』卷十一。
- (16) 『昌黎先生集考異』卷八(上海古籍出版社、一九八一年)。
- (17) 卷一五九、薛播傳付。
- (18) 吉川氏前掲書、四〇三頁。
- (19) 「故中散大夫河南尹杜君墓誌銘」(『昌黎集』卷二十六)
- (20) 「集賢院校理石君墓誌銘」(『昌黎集』卷二十五)
- (21) 元 王行「墓銘舉例」(盧見曾『金石三例』所收) 卷一。また小川・西田共著『漢文入門』二三八頁。
- (22) 「貞曜先生墓誌銘」(『昌黎集』卷二十九)
- (23) 「試大理評事王君墓誌銘」(『昌黎集』卷二十八)
- (24) 明 方以智『通雅』上卷八釋詁。
- (25) 清水茂「唐宋八家文二」(『中國古典選』35、朝日新聞社) 一五九頁参照。
- (26) 太田次男「韓愈についての一考察」(『斯道文庫論集』第一輯、一九六二年) 一六〇頁。
- (27) 卷三三九、唐紀五五。
- (28) 「論淮西事宜狀」(『昌黎集』卷四十)
- (29) 清 林紘「韓文研究法」はこれらの諸字について「學揚子雲、微覺刺目、實則不用此等字、但言收黃梅、廣濟等州、豈無字可代、必作如此用法、不惟不奇、轉見喫力、爲全篇之累、讀者不可不知」と批判する。
- (30) 「唐正議大夫尚書左丞孔公墓誌銘」(『昌黎集』卷三十三)「故幽州節度判官贈給事中清河張君墓誌銘」(『昌黎集』卷三十四)
- (31) 權德輿「徐公墓誌銘」(『權載之文集』卷二四、『文苑英華』卷九三九)では、徐申が海外通商振興の功績があったことを「溟漲之外、巨商萬艦、通犀南金、充牣狎至、天子之恩澤、賜予聲明、物采皆待焉」と述べるに止まるが、李剛「徐公行狀」(『李文公文集』卷十一、『文苑英華』卷九七六)には「蕃國歲來、互市奇珠瑇瑁異香文犀、皆浮海舶以來、當真是供、不敢有加、舶人安焉、商賈以饒」と記されている。
- (32) 卷二十。
- (33) 卷二九、張弘靖傳付。
- (34) 卷二二七、張弘靖傳付。「徹大罵曰、汝何敢反、前日吳元濟斬東市、李師道斬軍中、同惡者、父母妻子肉飽狗鼠鴟鴞。」

- (35) 卷二四二、唐紀五八。「徹罵曰、汝何敢反、行且族滅。」
- (36) 「故太學博士李君墓誌銘」(『昌黎集』卷三十四)
- (37) 孫昌武『唐代古文運動通論』(天津、百花文藝出版社、一九八四年) 一四四頁。繆鉞『讀韓愈「柳子厚墓誌銘」』(『冰蘆庵叢稿』上海古籍出版社、一九八五年所收)等。
- (38) 『昌黎先生外集』卷十。
- (39) 李翱「韓公行狀」(『李文公集』卷十二)「祭吏部韓侍郎文」(同上卷十六)、「皇甫湜「韓文公神道碑」(『皇甫持正文集』卷六)「韓文公墓銘」(同上卷六)。
- (40) 「祭韓吏部文」(『劉夢得文集外集』卷十)
- (41) 潤筆批判の逸話としては『太平廣記』卷二四四に引く『關史』の記事も想起される。錢鍾書『管錐編』第二冊、七三五頁「潤筆」参照。
- (42) 柳宗元「天說」(『答劉禹錫天論書』)「柳宗元集」卷十六及び三十一、北京、中華書局、一九七九年排印本)、劉禹錫「天論」(『劉夢得文集』卷十二)
- (43) 川合康三「戯れの文學」(『日本中國學會報』第三十七集、一九八五年)一五八頁。
- 〔付記〕小論は、日本中國學會第三十八回大會における口頭發表の要旨に筆を加え稿を成したものである。稿を成すに當り、學會レフェリーの清水茂先生より多くの教示を得た。記して謝意を表したい。